

第1節

火災予防

火災の現況と最近の動向

平成25年以降の出火件数をみると、おおむね減少傾向となっているが、令和3年からは、増加が続いている。令和5年中の出火件数は3万8,672件（対前年比2,358件増、同6.5%増）となっており、10年前（平成25年中）の出火件数4万8,095件の80.4%

となっている。火災別では、主に建物火災と、その他の火災^{*1}が増加している。また、火災による死者数も、平成25年以降おおむね減少傾向にあったが、令和3年からは増加が続いている。令和5年中の火災による死者数は、1,503人（対前年比51人増、同3.5%増）で、10年前（平成25年中）の火災による死者数1,625人の92.5%となっている（**第1-1-1図、資料1-1-9**）。

第1-1-1図 火災の推移と傾向図



- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 各年の数値は、1月～12月に発生した火災を集計したもの。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
 3 「出火件数」、「死者数」、「出火件数比」、「建物焼損床面積比」、「死者数比」、「損害額比」は左軸を、「建物焼損床面積」、「損害額」は右軸を参照
 4 「出火件数比」、「建物焼損床面積比」、「死者数比」、「損害額比」については、平成25年中の値を100とした比

* 1 その他の火災：建物火災、林野火災、車両火災、船舶火災及び航空機火災以外の火災

1 出火状況

(1) 1日当たり106件の火災が発生

令和5年中の出火件数3万8,672件を1日当たりでみると、106件の火災が発生したことになる（資料1-1-10）。

出火件数について、その構成比をみると、建物火災が全火災の54.2%で最も高い比率を占めている（資料1-1-11）。

また、出火件数を四季別にみると、春季（3月～5月）及び冬季（12月～2月）の出火件数が多くなっており、総出火件数の57.0%を占めている（資料1-1-12）。

(2) 出火率は3.1件／万人

出火率（人口1万人当たりの出火件数）は、全国平均で3.1件／万人となっている（資料1-1-13）。

また、出火率を都道府県別にみると、最も高いのは茨城県で4.8件／万人となっている。一方、最も低いのは、富山県の1.7件／万人で、同県は平成3年（1991年）以降連続して最も出火率が低くなっている（資料1-1-14）。

(3) 火災覚知方法は119番通報が最多

消防機関における火災覚知方法をみると、火災報知専用電話（119番）*2による通報が69.7%と最も多い（第1-1-2図）。

(4) 初期消火の方法は消火器の使用が最多

火災の発生時には、消火器を使用した初期消火が18.2%の割合で行われており、消火設備等を用いて初期消火が行われたものの中（その他を除く。）で最も高い割合になっている。一方で初期消火が行われなかったものは36.9%となっている（資料1-1-15）。

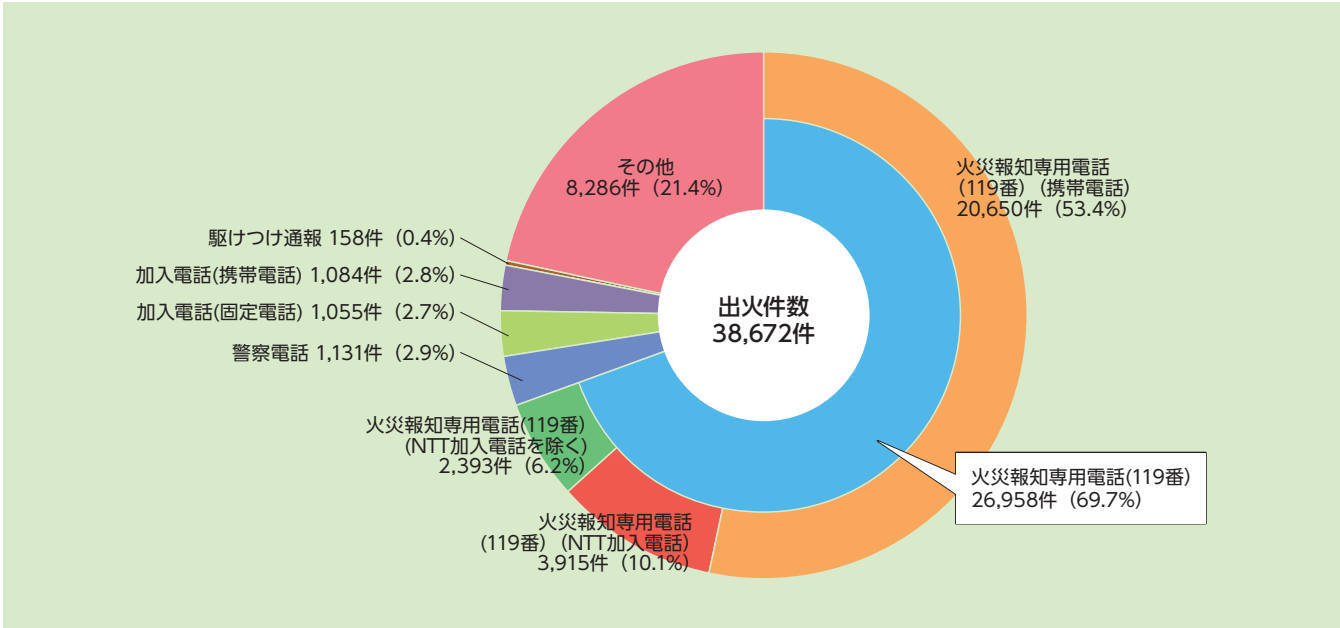
2 火災による死者の状況

(1) 火災による死者の状況

令和5年中の火災による死者数は1,503人で、そのうち放火自殺者、放火自殺の巻き添えとなった者及び放火殺人による死者（以下、本節において「放火自殺者等」という。）を除いた死者数は1,228人（対前年比33人増）となっている。また、負傷者数は5,766人（対前年比16人増）となっている。なお、放火自殺者等は275人となっており、火災による死者の総数の18.3%を占めている（第1-1-3図）。

第1-1-2図 火災覚知方法別出火件数

(令和5年中)

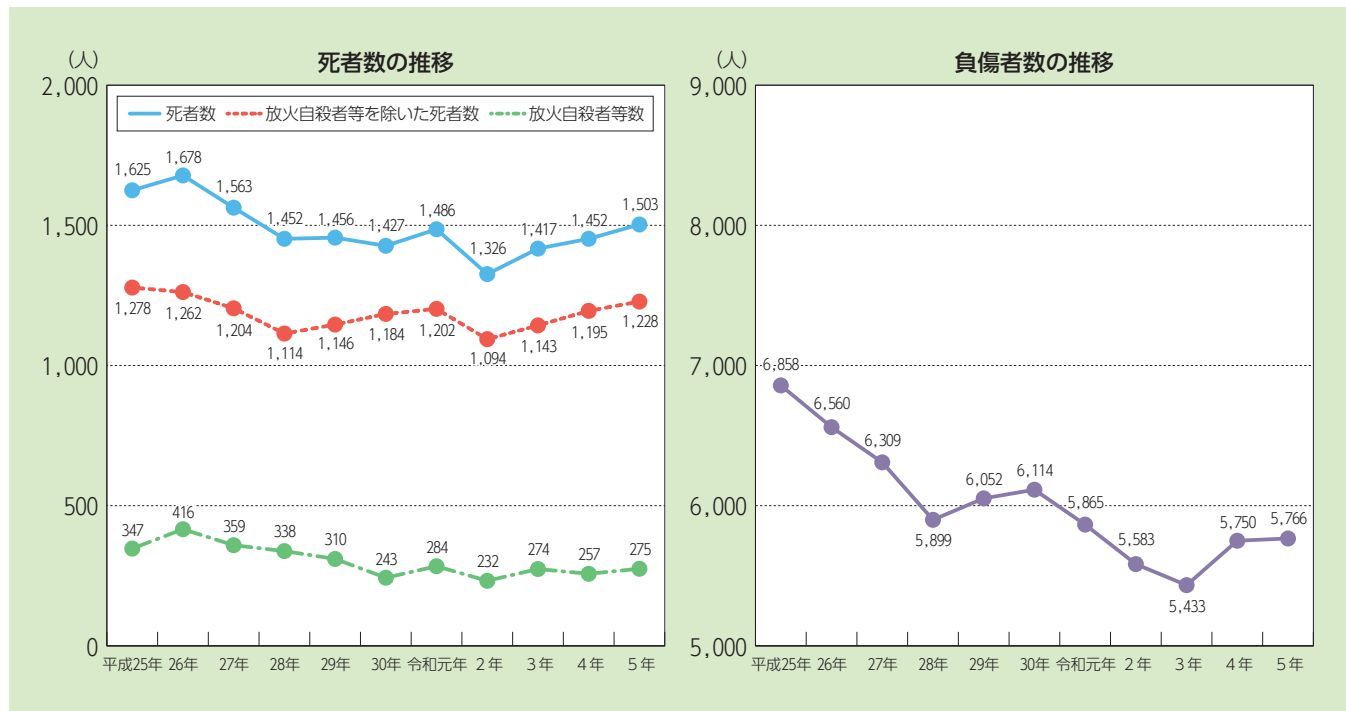


(備考) 1 「火災報告」により作成
2 「その他」には事後聞知（消防機関が「このような火災があった」という通報を受けた場合をいう。）7,684件を含む。
3 小数点第2位以下四捨五入により、合計値が100とならない場合がある。

* 2 火災報知専用電話：通報者等が行う火災や救急等に関する緊急通報を、消防機関が受信するための専用電話をいう。なお、電気通信番号計画において、消防機関への緊急通報に関する電気通信番号は「119」と定められている。

第1-1-3図 火災による死傷者数の推移

(各年中)



(備考) 「火災報告」により作成

ア 1日当たりの火災による死者数は4.1人

1日当たりの火災による死者数は4.1人となっている（資料1-1-10）。

人口10万人当たりの火災による死者数は、全国平均で1.2人となっている。また、都道府県別にみると、最も多いのは青森県で3.8人、最も少ないのは東京都、神奈川県、滋賀県で0.6人となっている（資料1-1-16）。

月別の死者数は、火気を使用する機会が多い12月から3月が多くなっている（資料1-1-17、資料1-1-18）。

時間帯別の死者数は、0時から6時の時間帯で多くなっている（資料1-1-19、資料1-1-20）。

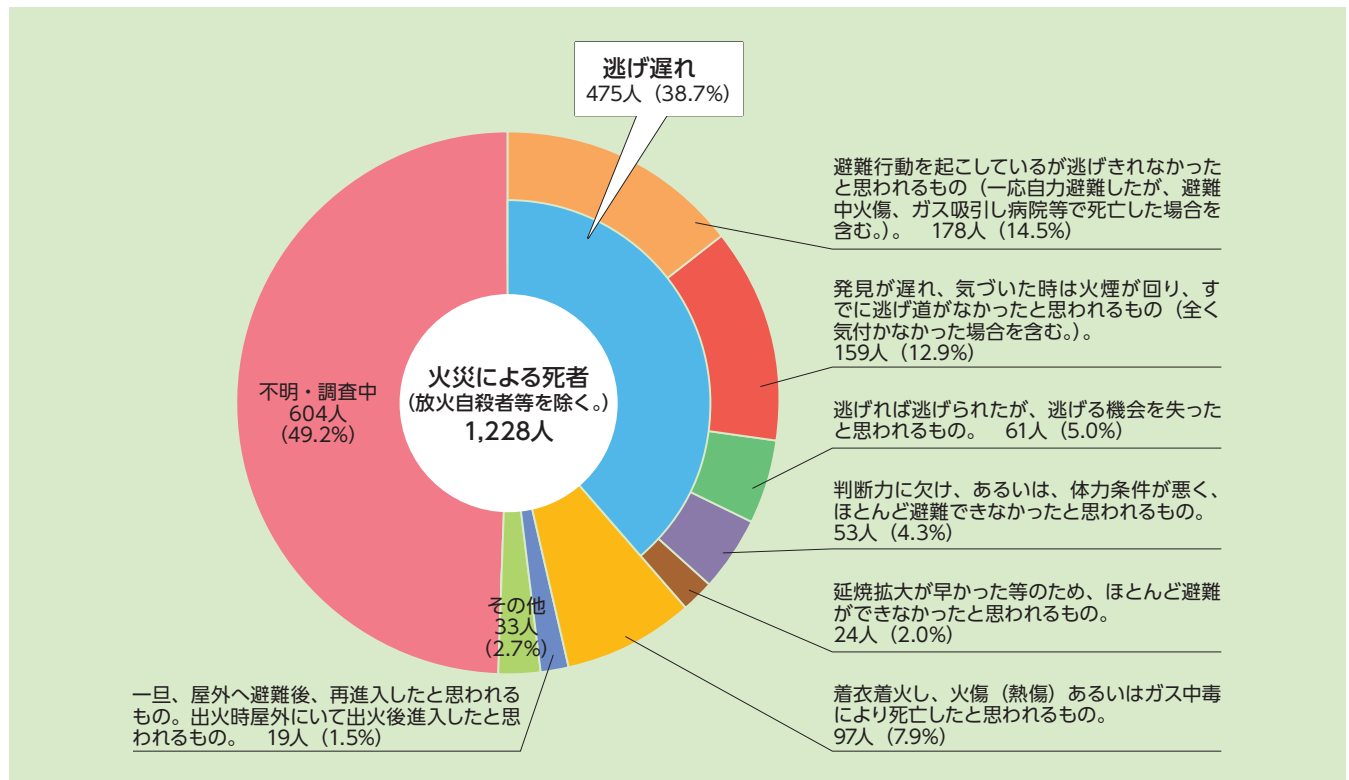
イ 死因は火傷、次いで一酸化炭素中毒・窒息が多い

死因は、火傷が最も多く、次いで一酸化炭素中毒・窒息となっている（資料1-1-21）。

死亡に至った経過をみると、死者数（放火自殺者等を除く。）のうち、逃げ遅れが全体の38.7%を占めている。その中でも「避難行動を起こしているが逃げ切れなかったと思われるもの（一応自力避難したが、避難中火傷、ガス吸引し病院等で死亡した場合を含む。）」が全体の14.5%、「発見が遅れ、気づいた時は火煙が回り、すでに逃げ道がなかったもの（全く気付かなかった場合を含む。）」が全体の12.9%を占めている（第1-1-4図、資料1-1-22）。

第1-1-4図 火災による経過別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）

（令和5年中）



（備考） 1 「火災報告」により作成
2 小数点第2位以下四捨五入により、合計値が100とならない場合がある。

ウ 高齢者の死者数が906人で73.8%

火災による死者数（放火自殺者等を除く。）を年齢別でみると、65歳以上の高齢者が73.8%を占めている。

年齢階層別の人口10万人当たりの死者数（放火自殺者等を除く。）は、年齢が高くなるに従って著しく増加しており、特に81歳以上の階層が、全年齢階層における平均の4.0倍となっている（第1-1-5図）。

また、放火自殺者等を年齢別・性別にみると、男性の71歳～75歳の階層が最も多くなっている（資料1-1-23、資料1-1-24）。

（2）建物火災による死者数の状況

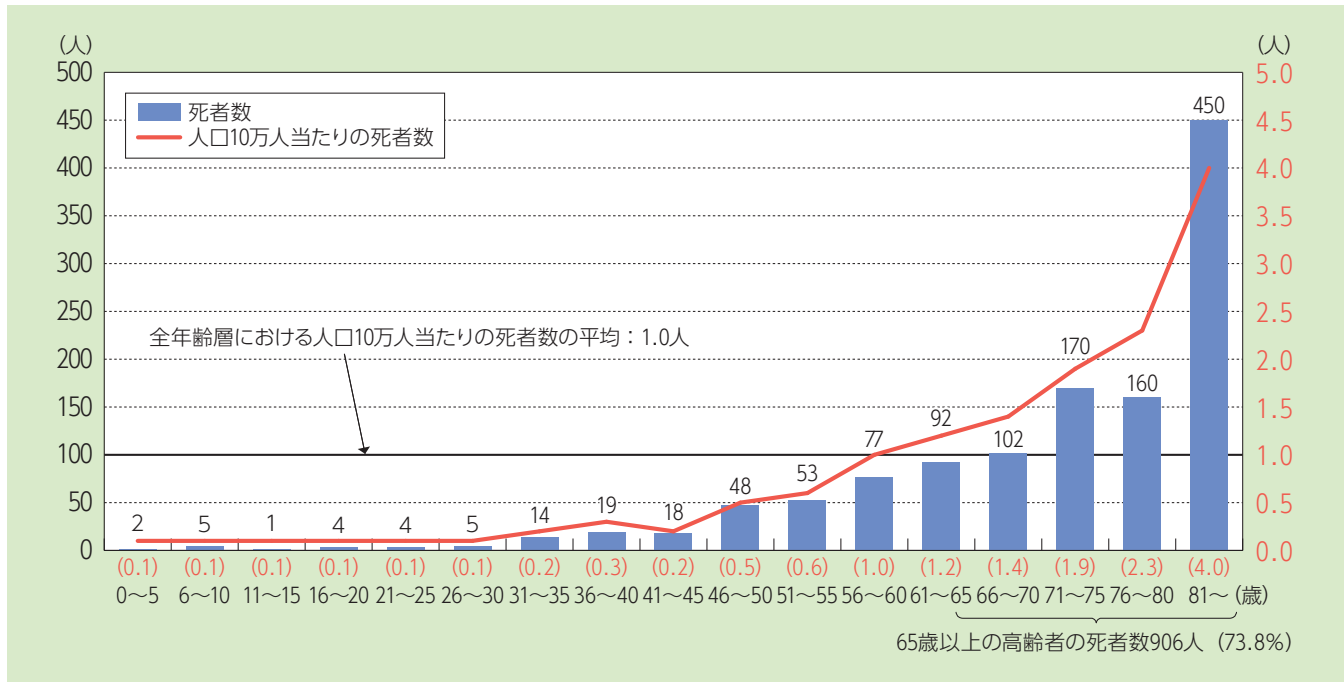
ア 建物火災による死者数は、死者総数の79.8%で最多

建物火災による死者数は、1,200人で、火災による死者の79.8%を占め、建物火災による負傷者は4,775人で、火災による負傷者の82.8%を占めており、火災による死傷者の多くが建物火災により発生している（資料1-1-26）。

また、建物焼損程度別の死者発生状況をみると、全焼の場合の死者が62.4%を占めている（第1-1-6図、資料1-1-27）。

第1-1-5図 火災による年齢階層別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）

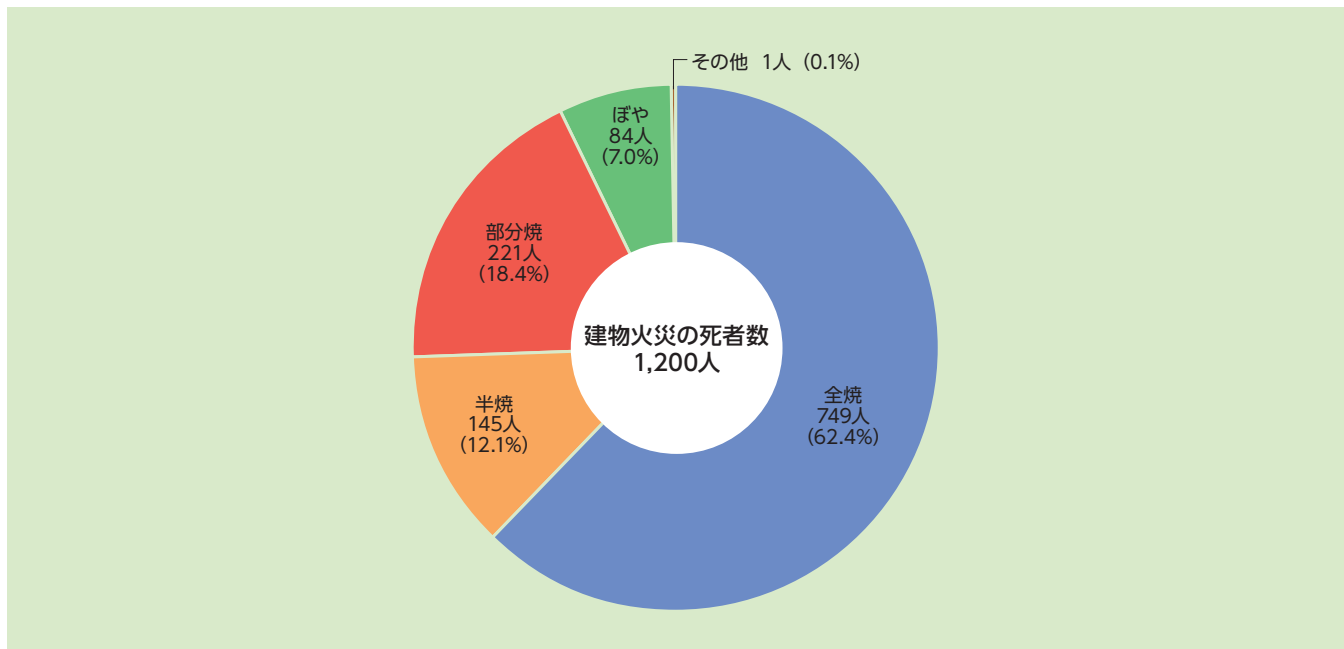
(令和5年中)



- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 () 内は、人口10万人当たりの死者数を示す。
 3 「死者数」については左軸を、「人口10万人当たりの死者数」については右軸を参照
 4 年齢不明者（男性1人、性別不明3人）を除く。
 5 人口は、令和5年10月1日現在の人口推計（総務省統計局）による。
 6 1人以上の死者が発生している年齢層は、小数点第2位以下四捨五入で（0.0）となる場合、（0.1）とする。

第1-1-6図 建物火災における焼損程度ごとの死者発生状況

(令和5年中)



- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 「全焼」とは、建物の焼損部分の損害額が火災前の建物の評価額の70%以上のもの、又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいう。
 3 「半焼」とは、建物の焼損部分の損害額が火災前の建物の評価額の20%以上のもので全焼に該当しないものをいう。
 4 「部分焼」とは、建物の焼損部分の損害額が火災前の建物の評価額の20%未満のものでばやに該当しないものをいう。
 5 「ばや」とは、建物の焼損部分の損害額が火災前の建物の評価額の10%未満であり焼損床面積が1㎡未満のもの、建物の焼損部分の損害額が火災前の建物の10%未満であり焼損表面積が1㎡未満のもの、又は収容物のみ焼損したものをいう。
 6 小数点第2位以下四捨五入により、合計値が100とならない場合がある。

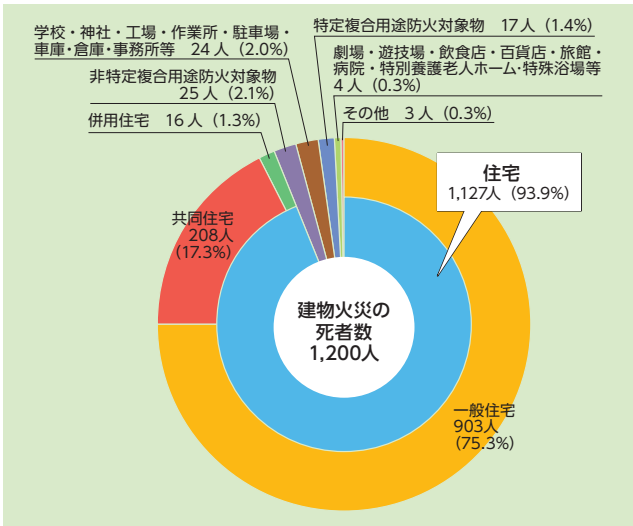
イ 建物火災による死者の93.9%が住宅で発生

建物用途別にみると、住宅での死者数が1,127人で、建物火災による死者数の93.9%を占めている（第1-1-7図、資料1-1-28）。

また、死因別では一酸化炭素中毒・窒息が36.5%で最も多くなっている（第1-1-8図、資料1-1-29）。

第1-1-7図 建物用途別の死者発生状況

（令和5年中）



（備考） 1 「火災報告」により作成
2 小数点第2位以下四捨五入により、合計値が100とならない場合がある。

（3） 住宅火災による死者の状況

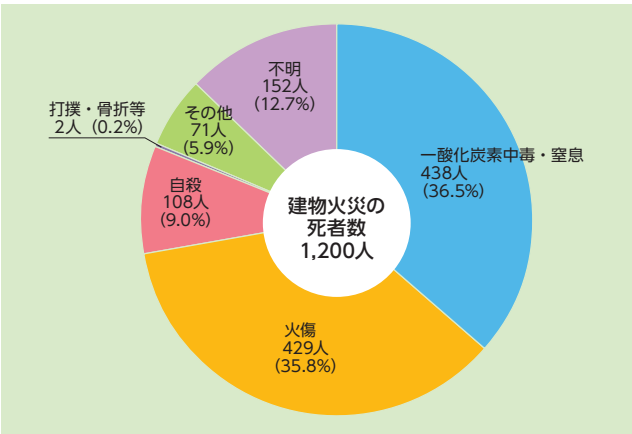
ア 住宅火災の死者数は令和3年以降増加

令和5年中の住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く。）は1,023人（対前年比51人増、同5.2%増）となっている。

また、住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く。）のうち65歳以上の高齢者の死者数は762人で、全体の74.5%を占めている（第1-1-9図）。

第1-1-8図 建物火災の死因別死者発生状況

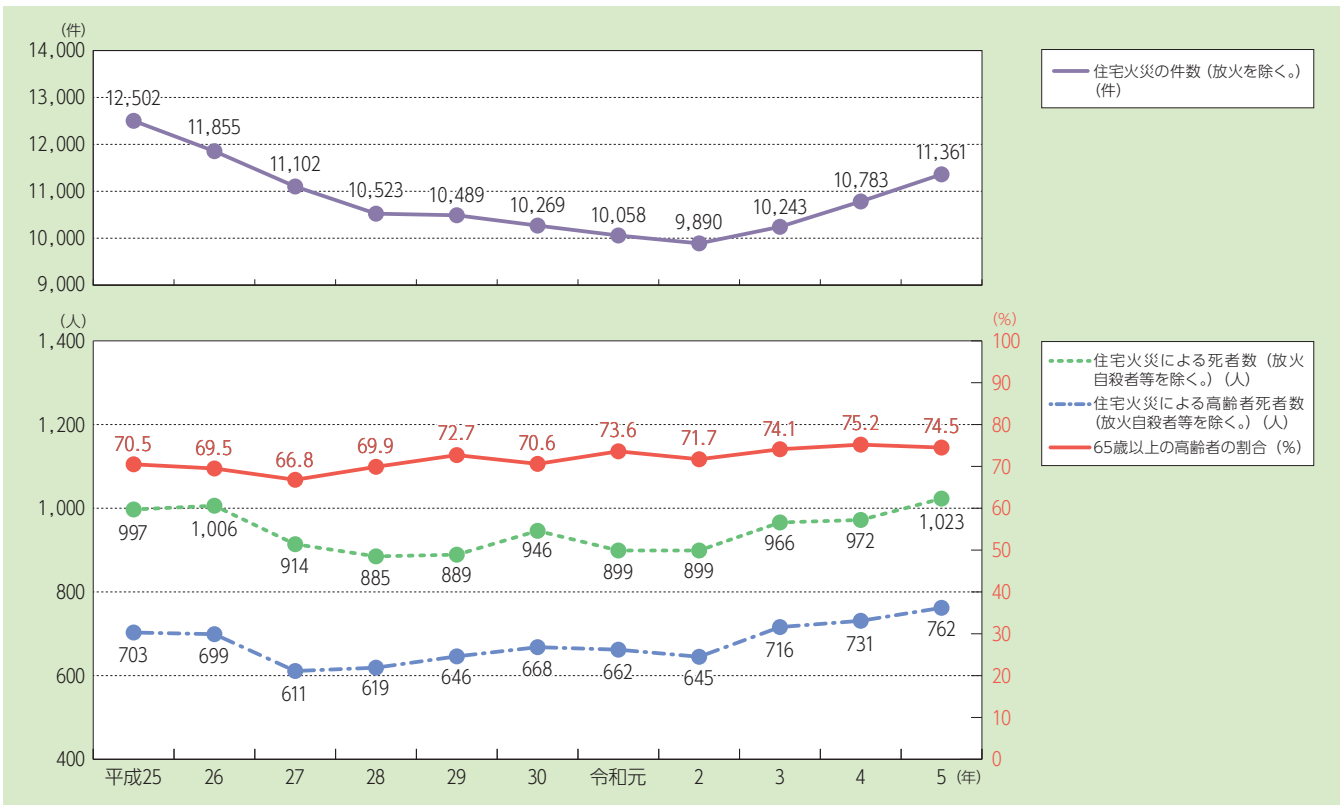
（令和5年中）



（備考） 1 「火災報告」により作成
2 小数点第2位以下四捨五入により、合計値が100とならない場合がある。

第1-1-9図 住宅火災の件数及び死者数の推移（放火自殺者等を除く。）

（各年中）



（備考） 1 「火災報告」により作成
2 「住宅火災の件数（放火を除く.）」、「住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く.）」、「住宅火災による高齢者死者数（放火自殺者等を除く.）」については左軸を、「65歳以上の高齢者の割合」については右軸を参照

イ 死者数は高齢者層で著しく高い

年齢階層別の人口10万人当たりの死者数（放火自殺者等を除く。）は、年齢が高くなるに従って著しく増加しており、特に81歳以上の階層では、全年齢階層における平均の4.1倍となっている（第1-1-10図）。

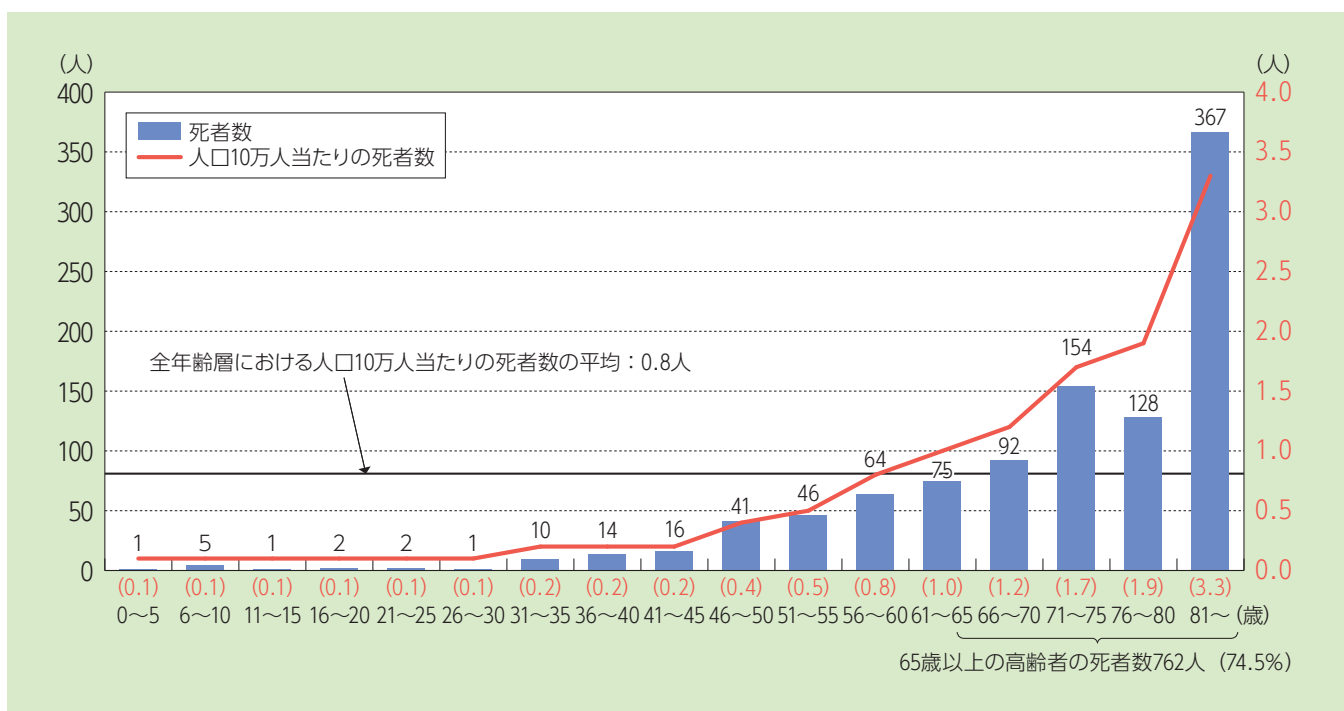
ウ たばこを発火源とした火災による死者数が最多

住宅火災の発火源別死者数（放火自殺者等を除く。）をみると、たばこによる死者数が最も多く、次いでストーブ、電気器具となっている（不明を除く。）（第1-1-11図）。

また、住宅火災の着火物（発火源から最初に着火した物）別死者数（放火自殺者等を除く。）をみると、寝具類に着火した火災による死者が最も多く、次いで衣類、内装・建具等となっている（その他及び不明を除く。）（第1-1-12図）。

第1-1-10図 住宅火災における年齢階層別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）

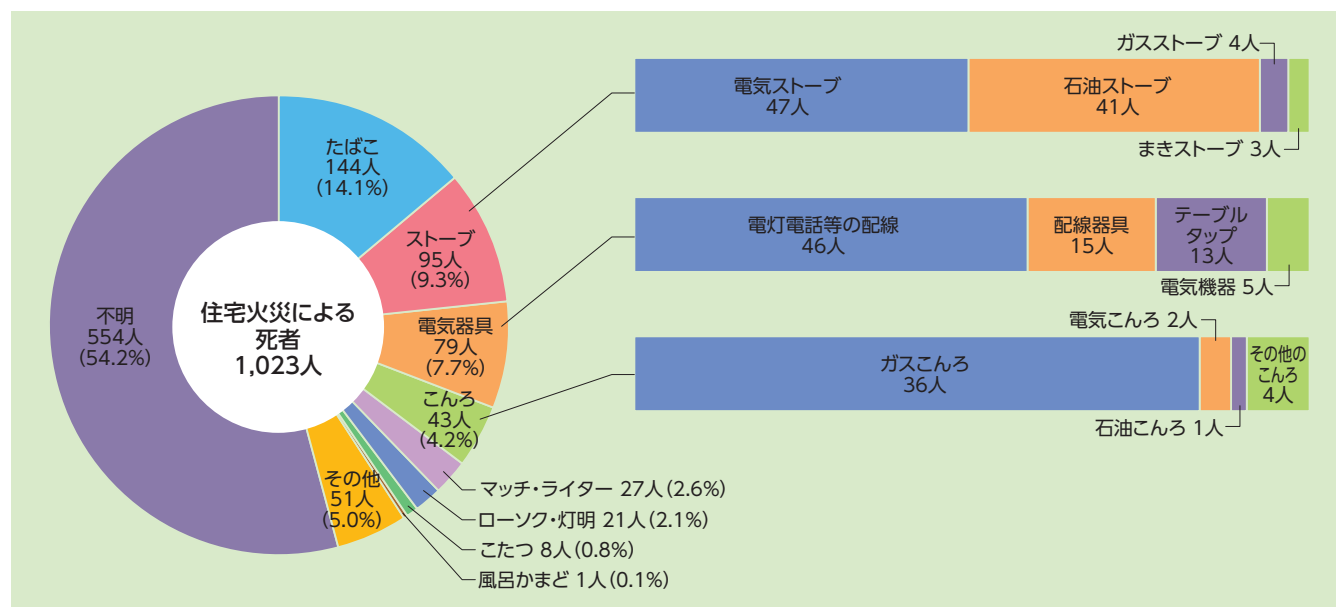
(令和5年中)



- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 () 内は人口10万人当たりの死者数を示す。
 3 「死者数」については左軸を、「人口10万人当たりの死者数」については右軸を参照
 4 年齢不明者（男性1人、性別不明3人）を除く。
 5 人口は、令和5年10月1日現在の人口推計（総務省統計局）による。
 6 1人以上の死者が発生している年齢層は、小数点第2位以下四捨五入で（0.0）となる場合、（0.1）とする。

第1-1-11図 住宅火災の発火源別死者数（放火自殺者等を除く。）

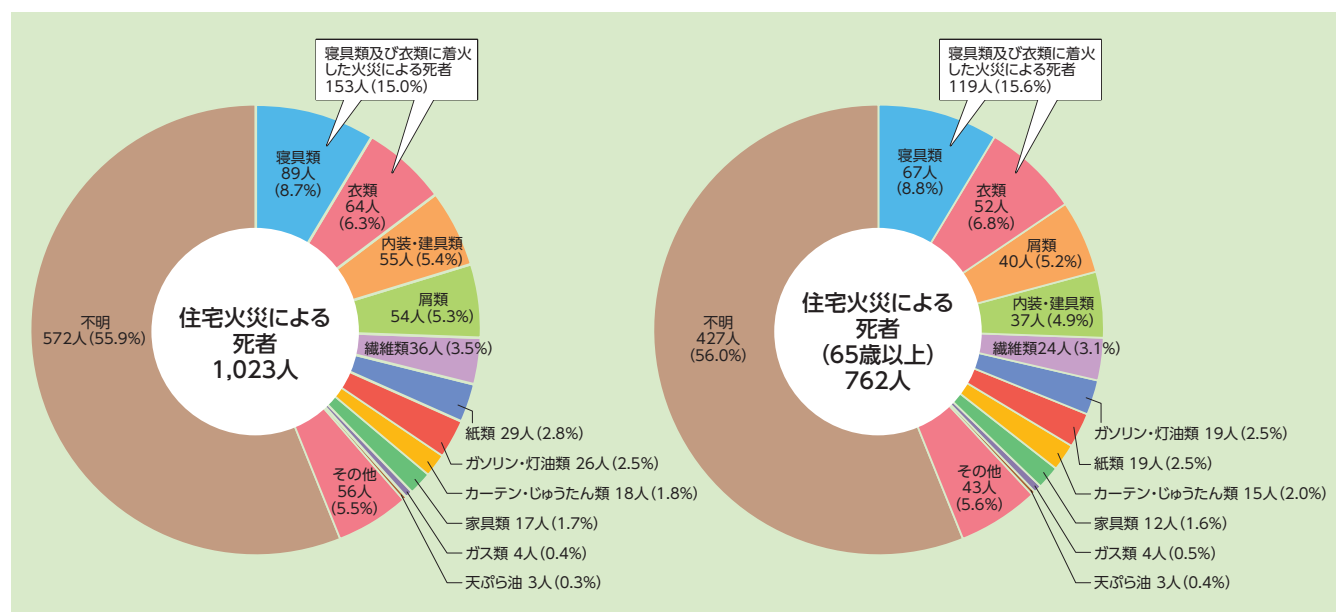
（令和5年中）



（備考） 1 「火災報告」により作成
2 小数点第2位以下四捨五入により、合計値が100とならない場合がある。

第1-1-12図 住宅火災の着火物別死者数（放火自殺者等を除く。）

（令和5年中）



（備考） 1 「火災報告」により作成
2 小数点第2位以下四捨五入により、合計値が100とならない場合がある。

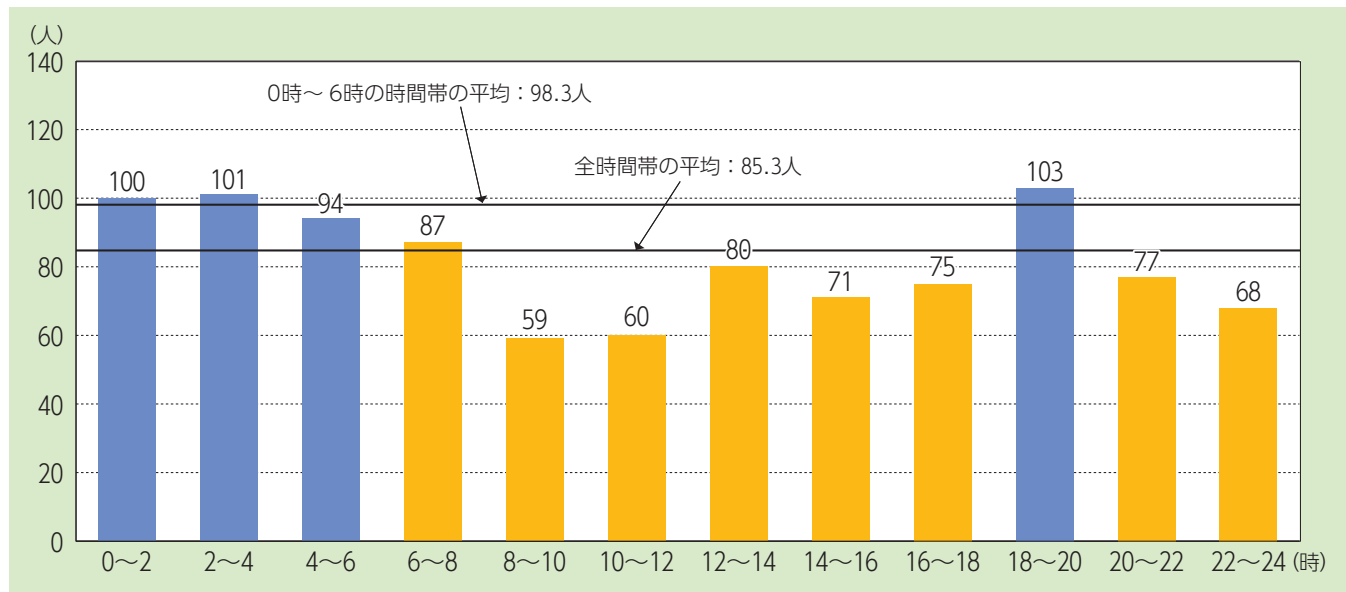
エ 特定の時間帯の住宅火災で多くの死者が発生

住宅火災の死者数（放火自殺者等を除く。）を時間帯別にみると、0時から6時までの時間帯と18時から20時の時間帯で多くの死者が発生している（第1-1-13図、資料1-1-30）。

また、死者（放火自殺者等を除く。）の発生状況を死に至った経過別にみると、逃げ遅れが415人と最も多くなっている（第1-1-14図）。

第1-1-13図 時間帯別住宅火災の死者発生状況（放火自殺者等を除く。）

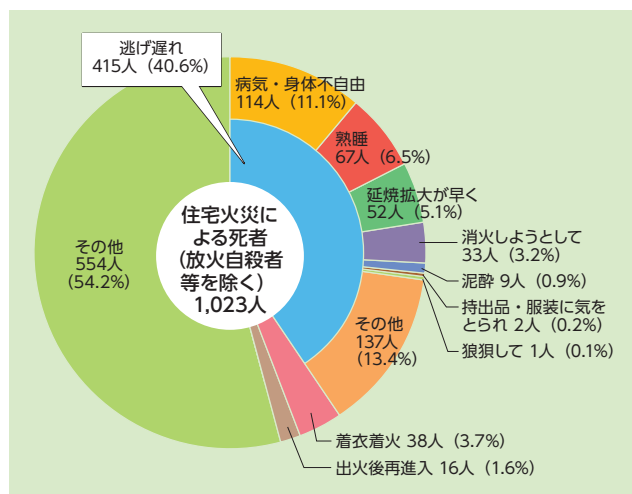
（令和5年中）



- （備考） 1 「火災報告」により作成
 2 「各時間帯の数値」は、出火時刻が不明の火災による死者48人を除く集計結果。「全時間帯の平均」は、出火時刻が不明である火災を含む平均。
 3 例えば、時間帯の「0～2」は、出火時刻が0時0分～1時59の間であることを示す。

第1-1-14図 住宅火災の死に至った経過別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）

（令和5年中）



- （備考） 1 「火災報告」により作成
 2 小数点第2位以下四捨五入により、合計値が100とならない場合がある。

3 火災による損害額

令和5年中の損害額は約942億円（対前年比7.4%減）であった（資料1-1-31）。

これを出火原因別で見ると、電気機器による損害額が最も多く、次いで電灯電話等の配線、たばこになっている（資料1-1-32）。

また、火災による損害額は、建物火災によるものが圧倒的に多く、全体の87.1%を占めている（資料1-1-9）。

4 出火原因

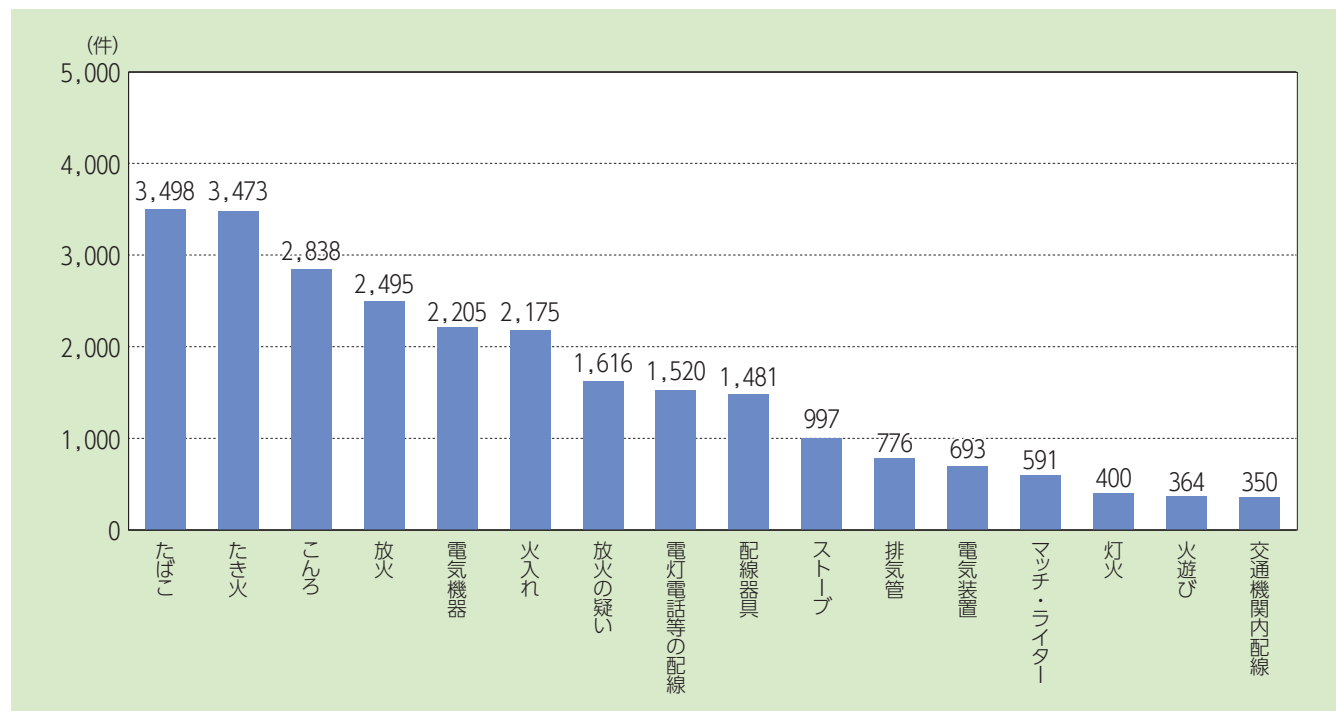
令和5年中の出火件数3万8,672件のうち、失火による火災は全体の75.2%である（資料1-1-33）。

出火原因別にみると、たばこが3,498件と最も多く、次いでたき火が3,473件、こんろが2,838件となっている（第1-1-15図）。

また、全火災の着火物別出火件数は、枯草が全体の19.1%を占め、最も多くなっている（資料1-1-34）。

第1-1-15図 主な出火原因別の出火件数

(令和5年中)



(備考) 「火災報告」により作成

(1) 「たばこ」による火災の6割以上は不適当な場所への放置によるもの

たばこによる火災は、3,498件で全火災の9.0%を占めている。主な経過別出火件数をみると、不適当な場所への放置が2,287件と最も多くなっている(第1-1-15図、資料1-1-35)。

(2) 「放火」及び「放火の疑い」の合計は増加

放火による出火件数は、令和4年までおおむね減少傾向が続いていたが、令和5年中の放火による出火件数は2,495件(全火災の6.5%、対前年比11.3%増)となった。これに放火の疑いを加えると4,111件(全火災の10.6%、対前年比10.8%増)となっている(第1-1-15図、第1-1-16図、資料1-1-36)。

次に、放火及び放火の疑いによる火災を発火源別

にみると、ライターによるものが1,116件と最も多くなっている(資料1-1-36)。

また、放火及び放火の疑いによる火災の時間帯別の出火件数をみると、16時の時間帯が最も多くなっている(不明を除く。)(資料1-1-38)。

(3) 「こんろ」による火災で最も多いのは放置する、忘れるによるもの

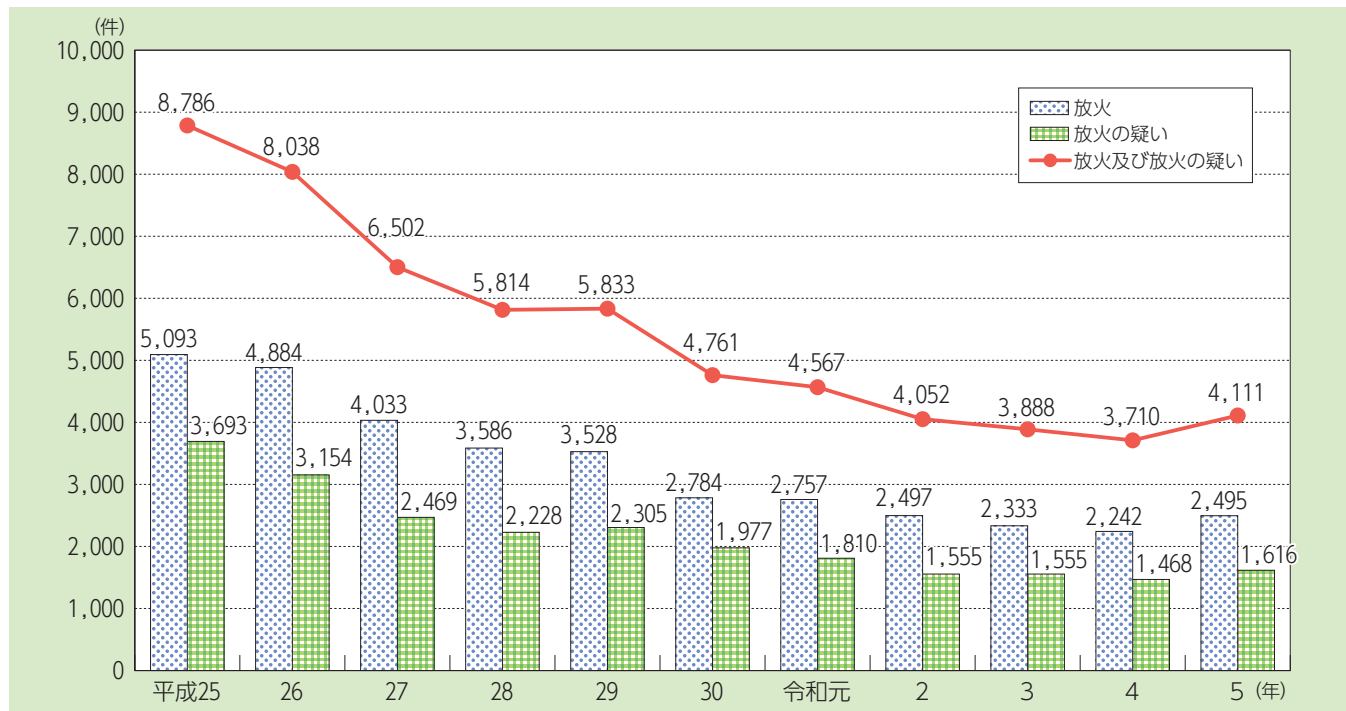
こんろによる火災は、2,838件で全火災の7.3%を占めている(第1-1-15図)。

こんろの種類別では、ガスこんろによる火災が2,396件と最も多い。

主な経過別出火件数をみると、放置する、忘れるによるものが1,169件と最も多い(資料1-1-39)。

第1-1-16図 放火及び放火の疑いによる火災件数の推移

(各年中)



(備考) 「火災報告」により作成

5 火災種別ごとの状況

(1) 建物火災

令和5年中の建物火災の出火件数は2万974件（対前年比807件増）となっている（資料1-1-9）。

ア 建物火災の57.7%が住宅火災で最多

建物火災の出火件数を火元建物の用途別にみると、住宅での火災が1万2,112件と最も多く、全体の57.7%を占めている（第1-1-17図、資料1-1-40）。また、建物火災の要因としては、こんろ、たばこ、電気機器によるものが多くなっている（資料1-1-41）。

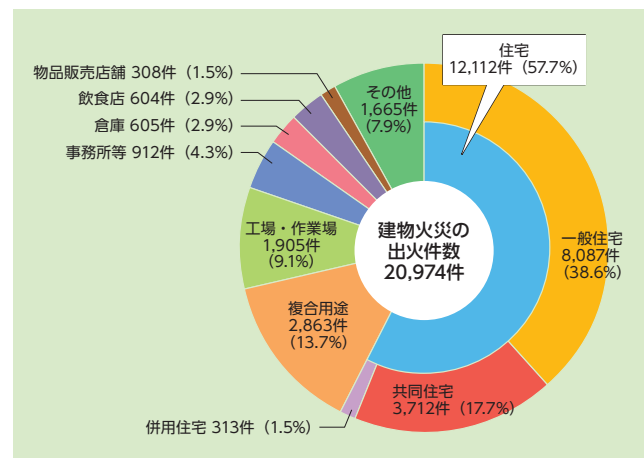
また、月別の出火件数をみると、1月が最も多くなっており、冬季から春季にかけて多く発生している（資料1-1-42）。

イ 建物火災の37.0%が木造建物で最多

建物火災の出火件数を火元建物の構造別にみると、木造建物が最も多く、7,762件となっている。火元建物以外の棟に延焼した火災件数の割合（延焼率）を火元建物の構造別にみると、木造が最も高くなっている。火元建物の構造別に火災1件当たりの焼損床面積をみると、木造は全建物火災の平均の1.6倍となっている（資料1-1-43）。

第1-1-17図 建物火災の火元建物用途別の状況

(令和5年中)



(備考) 1 「火災報告」により作成
2 共同住宅、工場・作業場、事務所等、倉庫、飲食店及び物品販売店舗の区分は、消防法施行令別表第一による区分。なお、複合用途については、消防法施行令別表第一により区分される特定複合用途及び非特定複合用途の出火件数の合計数。

また、出火件数を損害額及び焼損床面積の段階別にみると、1件につき損害額が10万円未満の火災の出火件数が建物火災全体の56.5%を占めている。また、焼損床面積50㎡未満の火災の出火件数が、建物火災全体の79.6%を占めている（資料1-1-44）。

ウ 建物火災の47.8%で放水を実施

消防機関が火災を覚知し、消防隊が出動して放水を行った建物火災の件数は、2万974件中、1万23

件（47.8％）となっている（資料1-1-45）。

エ 30分以内に鎮火した建物火災件数2,218件

消防隊が放水した建物火災のうち、放水開始後30分以内に鎮火に至った件数は2,218件となっており、このうち放水開始後11分から20分までに鎮火に至ったものが843件と最も多くなっている（資料1-1-46）。

（2） 林野火災

令和5年中の林野火災の出火件数は1,299件（対前年比60件増）、焼損面積は844ha（同239ha増）、死者数は8人（同5人減）、損害額は1億2,519万円（同2億1,949万円減）となっている（資料1-1-47）。

林野火災の出火件数を月別にみると、3月に最も多く発生しており、次いで4月、2月と、降水量が少なく空気が乾燥し強風が吹く時期に多くなっている（第1-1-18図）。

林野火災の出火件数を焼損面積別にみると、焼損面積10ha未満は1,285件で、全体の98.9％を占めている（資料1-1-48）。

林野火災の出火件数を原因別にみると、たき火によるものが416件（全体の32.0％）と最も多く、次いで火入れ^{*3}が247件（同19.0％）、放火（放火の疑いを含む。）が98件（同7.5％）の順となっている（資料1-1-49）。

（3） 車両火災

令和5年中の車両火災の出火件数は3,521件（対前年比112件増）、死者数は105人（放火自殺者等63人を含む。同13人増）、損害額（車両火災以外の火災種別に分類している車両被害は除く。）は23億3,258万円（同3億7,588万円増）となっている（資料1-1-50）。

車両火災の出火件数を原因別にみると、排気管によるものが652件（全体の18.5％）と最も多く、次いで電気機器が332件（同9.4％）、交通機関内配線が298件（同8.5％）の順となっている（資料1-1-51）。

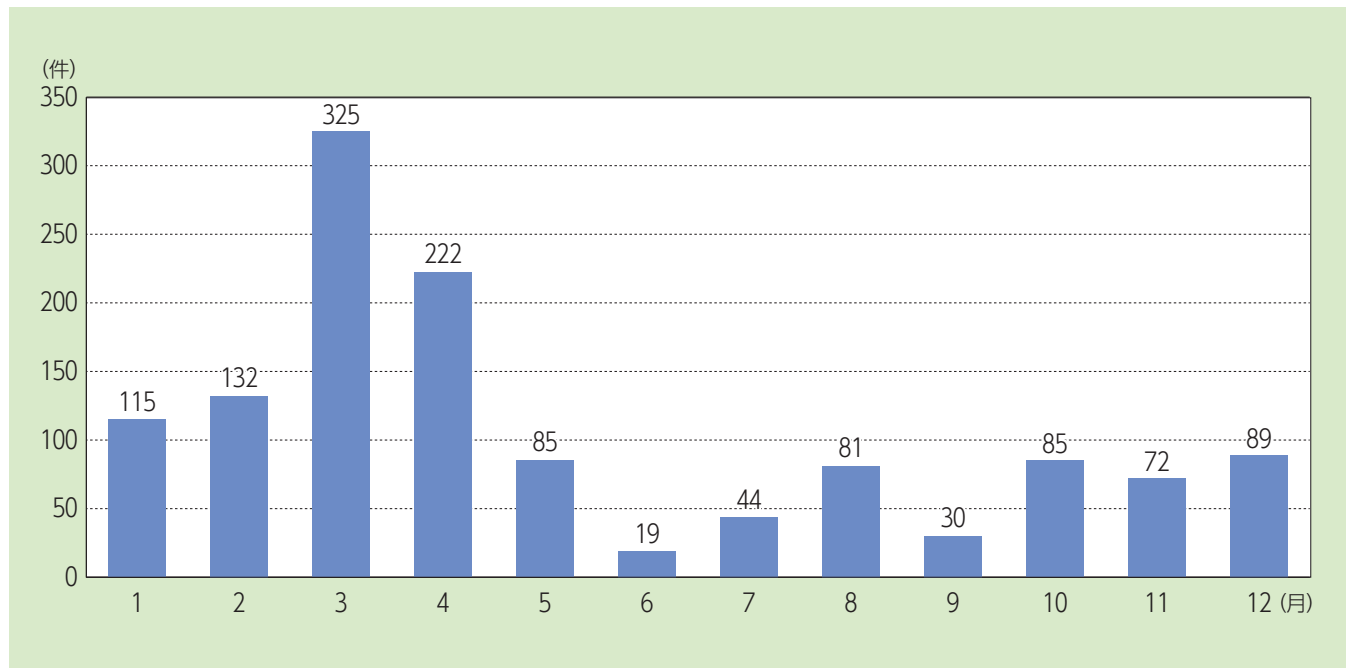
（4） 船舶火災

令和5年中の船舶火災の出火件数は58件（対前年比20件減）、死者数は0人（同1人減）、損害額（船舶火災以外の火災種別に分類している船舶被害は除く。）は8億4,867万円（同1億7,273万円減）となっている（資料1-1-52）。

*3 火入れ：土地の利用上の目的をもって、その土地の上にある立木竹、雑草、堆積物等を面的に焼却する行為

第1-1-18図 林野火災の月別出火件数

(令和5年中)



(備考) 「火災報告」により作成

(5) 航空機火災

令和5年中の航空機火災の出火件数は1件（対前年比1件減）、死者数は0人（同2人減）、損害額（航空機火災以外の火災種別に分類している航空機被害は除く。）は564万円（同192万円増）となっている（資料1-1-53）。

火災予防行政の現況

1 住宅用火災警報器の設置の現況

消防法及び各市町村の条例において、住宅用火災警報器の設置が義務付けられており、全国の消防本部等において、消防団、女性防火クラブ及び自主防災組織等と協力して、設置の徹底及び維持管理のための各種取組を展開している。令和6年6月1日時点で全国の設置率^{*4}は84.5%、条例適合率^{*5}は66.2%となっており、都道府県別にみると設置率及び条例適合率は福井県が最も高くなっている（資料1-1-54）。

2 防火対象物

消防法では、建築物など火災予防行政の主たる対象となるものを「防火対象物」と定義し、そのうち消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物については、その用途や規模等に応じて、火災予防のための人的体制の整備や消防用設備等^{*6}の設置、防災物品の使用などを義務付けている。

令和6年3月31日現在、全国の防火対象物数（「防火対象物実態等調査」（消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物のうち、（一）項から（十六の三）項までに掲げる防火対象物で延べ面積が150㎡以上のもの及び（十七）項から（十九）項までに掲げる防火対象物が対象）による数）は、428万401件である。

また、21大都市（東京都特別区及び指定都市）の防火対象物数は、123万1,905件と全国の防火対象物の28.8%を占めている。特に都市部に集中しているものは、地下街（全国の86.2%）、準地下街^{*7}（同85.7%）、性風俗特殊営業店舗等（同59.1%）などである（第1-1-1表）。

*4 設置率：市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分のうち、一か所以上設置されている世帯（自動火災報知設備の設置により住宅用火災警報器の設置が免除されている世帯を含む。）の全世帯に占める割合

*5 条例適合率：市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分の全てに設置されている世帯（自動火災報知設備の設置により住宅用火災警報器の設置が免除されている世帯を含む。）の全世帯に占める割合

*6 消防用設備等：消火、避難、その他の消防の活動のための設備等（消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、避難器具、誘導灯等）

*7 準地下街：建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの

第1-1-1表 防火対象物数

(令和6年3月31日現在)

防火対象物の区分			全国	21大都市	割合(%)	防火対象物の区分			全国	21大都市	割合(%)	
(一)	イ	劇場等	4,437	632	14.2	(六)	ハ	(3) 保育所等	39,386	8,847	22.5	
	ロ	公会堂等	63,140	6,252	9.9			(4) 児童発達支援センター等	5,440	900	16.5	
(二)	イ	キャバレー等	691	142	20.5			(5) 身体障害者福祉センター等	26,466	4,590	17.3	
	ロ	遊技場等	7,694	1,393	18.1			小 計		94,399	18,379	19.5
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	154	91	59.1			二	幼稚園等	14,821	3,761	25.4
(三)	イ	料理店等	2,205	394	17.9	(七)	学校	123,646	28,107	22.7		
	ロ	飲食店	85,125	17,774	20.9	(八)	図書館等	7,684	877	11.4		
(四)	百貨店等		156,762	28,453	18.2	(九)	イ	特殊浴場	1,400	620	44.3	
(五)	イ	旅館等	59,861	7,991	13.3	(十)	ロ	一般浴場	3,606	768	21.3	
	ロ	共同住宅等	1,406,075	550,150	39.1	(十一)	停車場	3,922	1,443	36.8		
(六)	イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	5,328	995	18.7	(十二)	神社・寺院等	59,034	12,390	21.0		
		(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所	2,544	507	19.9	(十三)	イ	工場等	479,722	69,963	14.6	
		(3) 病院 ((1)に掲げるものを除く)、有床診療所 ((2)に掲げるものを除く)、有床助産所	9,025	2,261	25.1	(十四)	ロ	スタジオ	369	140	37.9	
		(4) 無床診療所、無床助産所	47,062	9,074	19.3	(十五)	イ	駐車場等	52,276	13,691	26.2	
		小 計	63,959	12,837	20.1	(十六)	ロ	航空機格納庫	881	86	9.8	
	ロ	(1) 老人短期入所施設等	47,437	9,332	19.7	(十六)	倉庫	341,303	53,171	15.6		
		(2) 救護施設	243	55	22.6	(十六)	イ	事務所等	505,126	111,902	22.2	
		(3) 乳児院	136	28	20.6	(十六の二)	イ	特定複合用途防火対象物	387,690	148,048	38.2	
		(4) 障害児入所施設	466	73	15.7	(十六の三)	ロ	非特定複合用途防火対象物	284,136	128,791	45.3	
		(5) 障害者支援施設等	8,716	1,537	17.6	(十七)	地下街	58	50	86.2		
	ハ	小 計	56,998	11,025	19.3	(十八)	準地下街	7	6	85.7		
		(1) 老人デイサービスセンター等	22,925	4,000	17.4	(十九)	文化財	9,879	1,573	15.9		
		(2) 更生施設	182	42	23.1	(十九)	アーケード	1,274	473	37.1		
						合 計		4,280,401	1,231,905	28.8		

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」(消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物のうち、(一)項から(十六の三)項までに掲げる防火対象物で延べ面積が150㎡以上のもの及び(十七)項から(十九)項までに掲げる防火対象物が対象。)により作成
2 21大都市とは、東京都23区及び20の指定都市(札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市)をいう。

3 防火管理制度

(1) 防火管理者

消防法では、多数の人を収容する防火対象物の管理について権原を有する者(以下、本節において「管理権原者」という。)に対して、自主防火管理体制の中核となる防火管理者^{*8}を選任し、消火、通報、避難訓練の実施等を定めた防火管理に係る消防計画^{*9}の作成等、防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けている。

令和6年3月31日現在、法令により防火管理体制を確立し防火管理者を選任しなければならない防火対象物は、全国に107万3,739件あり、そのうち84.0%に当たる90万1,725件について防火管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。

また、防火管理者が自らの事業所等の適正な防火管理業務を遂行するために防火管理に係る消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防火対象物は85万3,990件で全体の79.5%となっている(資料1-1-55)。

(2) 統括防火管理者

消防法では、高層建築物(高さ31mを超える建築物)、地下街、準地下街、一定規模以上の特定防火対象物^{*10}等のうち、管理権原が分かれているものについては、防火管理を一体的に行うため、統括防火管理者を協議して定め、防火対象物全体の防火安全を確立することを各管理権原者に対して義務付けている。

令和6年3月31日現在、統括防火管理者を選任しなければならない防火対象物は、全国に9万1,099件あり、そのうち69.0%に当たる6万2,887件について統括防火管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。

また、建物全体の防火管理を一体的に行うため、全体についての消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防火対象物は6万514件で、全体の66.4%となっている(資料1-1-56)。

*8 防火管理者：防火対象物の防火管理に関する講習の課程を修了した者等一定の資格を有し、かつ、防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある者で、管理権原者から選任された者
*9 防火管理に係る消防計画：防火管理者が作成する防火管理上必要な事項を定めた計画書
*10 特定防火対象物：百貨店、飲食店等の多数の者が出入りするものや病院、老人保健施設、幼稚園等要配慮者が利用するもの等の一定の防火対象物

(3) 防火対象物定期点検報告制度

消防法では、一定の用途、構造等を有する防火対象物の管理権原者に対して、火災の予防に関して専門的知識を有する者（以下、本節において「防火対象物点検資格者」という。）による点検及び点検結果の消防機関への報告を1年に1回義務付けている。

この防火対象物点検資格者は、消防用設備等の工事等について3年以上の実務経験を有する消防設備士^{*11}や、防火管理者として3年以上の実務経験を有する者等、火災予防に関し一定の知識を有する者であって、総務大臣の登録を受けた法人が行う講習の課程を修了し、防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類の交付を受けた者である。

令和6年3月31日現在、防火対象物点検資格者の数は3万6,316人となっている。

また、防火対象物定期点検報告が義務付けられた防火対象物のうち管理を開始した時から3年が経過しているものは、当該防火対象物の管理権原者の申請に基づいた消防機関が行う検査により、消防法令の基準の遵守状況が優良なものとして認定された場合には、3年間点検・報告の義務が免除される。

なお、防火対象物が、防火対象物点検資格者によって点検基準に適合していると認められた場合は「防火基準点検済証」を、消防機関から消防法令の基準の遵守状況が優良なものとして認定された場合は、「防火優良認定証」を、それぞれ表示することができる。

4 防災管理制度

(1) 防災管理者

消防法では、切迫する大地震等の危険に対応するため、大規模・高層建築物等の管理権原者に対して、地震災害等に対応した防災管理に係る消防計画^{*12}の作成、地震発生時の特有な被害事象に関する応急体制や避難の訓練の実施等を担う防災管理者^{*13}の選任及び火災その他の災害による被害を軽減するために必要な業務等を行う自衛消防組織^{*14}の設置を義務付けている。

令和6年3月31日現在、法令により防災管理体制を確立し防災管理者を選任しなければならない防災管理対象物は、全国に1万124件あり、そのうち85.4%に当たる8,647件について防災管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。

また、防災管理者が自ら事業所等の適正な防災管理業務を遂行するために防災管理に係る消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防災管理対象物は8,352件で全体の82.5%、自衛消防組織を設置している防災管理対象物は9,131件で全体の90.2%となっている（資料1-1-57）。

(2) 統括防災管理者

消防法では、防災管理対象物のうち管理権原が分かれているものについては、防災管理を一体的に行うため、統括防災管理者を協議して定め、防災管理対象物全体の防災安全を確立することを各管理権原者に対して義務付けている。

令和6年3月31日現在、統括防災管理者を選任しなければならない防災管理対象物は、全国に3,368件あり、そのうち84.7%に当たる2,852件について統括防災管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。

また、建物全体の防災管理を一体的に行うため、全体についての消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防災管理対象物は2,657件で全体の78.9%となっている（資料1-1-58）。

5 立入検査と違反是正

(1) 立入検査と違反是正の現況

消防機関は、火災予防のために必要があるときは、消防法に基づき、防火対象物に立ち入って検査を行っている。

令和5年度中に全国の消防機関が行った立入検査回数は、79万3,411回となっている（資料1-1-59）。

立入検査等により判明した防火対象物の防火管理上の不備や消防用設備等の未設置等について、消防長又は消防署長は、消防法に基づき、防火管理者の選任や消防用設備等の設置等必要な措置を講ずべき

*11 消防設備士：消防用設備等に関して専門的知識を有する者として、消防設備士免状の交付を受けている者

*12 防災管理に係る消防計画：防災管理者が作成する防災管理上必要な事項を定めた計画書

*13 防災管理者：防災管理に関する講習の課程を修了した者等の一定の資格を有し、かつ、防災管理対象物において防災管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある者で、管理権原者から選任された者

*14 自衛消防組織：防火対象物の従業員からなる人的組織であって、消防計画に定められた役割により、火災等の災害発生時における被害を軽減するための必要な業務を行うもの

ことを命ずることができる。

また、火災予防上危険であると認める場合には、消防法に基づき、当該防火対象物の改修、移転、危険排除等の必要な措置や使用禁止、制限等を命ずることができることとされており、これらの命令をした場合には、その旨を公示することとされている。

このように立入検査等を行った結果、消防法令違反を発見した場合、消防長又は消防署長は、警告等の改善指導及び命令等を行い、法令に適合したものとなるよう違反状態の是正に努めている（資料1-1-60、資料1-1-61、資料1-1-62、資料1-1-63）。

特に、重大違反対象物^{*15}については、火災危険性が高いことから、その違反の重大性を踏まえ、重点的に是正指導を行うとともに、是正指導に従わない場合は、警告、命令等の措置を実施し、その早期是正を図っている（資料1-1-64）。

（2）適マーク制度

適マーク制度は、消防法令及び建築法令への適合性を利用者に情報提供するものであり、基準に適合しているホテル・旅館等において表示マーク（銀）を掲出することができることとされている。

また、表示マーク（銀）が3年間継続して交付されており、かつ、消防法令及び建築法令に関する基準に適合しているホテル・旅館等においては、表示マーク（金）を掲出することができることとされている。

なお、消防庁ホームページにおいて全国の適マーク交付施設を公開している（参照URL：https://www.fdma.go.jp/relocation/kasai_yobo/hyoujiseido/）。

（3）違反対象物の公表制度

違反対象物の公表制度は、特定防火対象物で屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置義務があるにもかかわらず未設置であるもの等を、市町村の条例に基づき、市町村等のホームページに公表する制度である。

なお、消防庁ホームページでは、全国の市町村における公表制度の実施状況を公開している（参照URL：<https://www.fdma.go.jp/relocation/>

[publication/index.html](https://www.fdma.go.jp/publication/index.html)）。

6 消防用設備等

（1）消防同意の現況

消防同意は、消防機関が防火の専門家としての立場から、建築物の火災予防について設計の段階から関与し、建築物の安全性を高めることを目的として設けられている制度である。

令和5年度の全国における消防同意事務に係る処理件数は、18万6,218件で、そのうち不同意としたものは9件であった（資料1-1-65）。

（2）消防用設備等の設置の現況

消防法では、防火対象物の関係者は、当該防火対象物の用途、規模、構造及び収容人員に応じ、所要の消防用設備等を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないとされている。

全国における主な消防用設備等の設置状況を特定防火対象物についてみると、令和6年3月31日現在、スプリンクラー設備の設置率（設置数／設置必要数）は99.9%、自動火災報知設備の設置率は99.7%となっている（資料1-1-66）。

消防用設備等に係る技術上の基準については、技術の進歩や社会的要請に応じ、逐次、規定の整備を行っている。

また、消防用設備等の設置義務違反等の消防法令違反対象物については、消防法に基づく措置命令等を積極的に発し、迅速かつ効果的な違反処理を更に進めることとしている。

（3）消防設備士及び消防設備点検資格者

消防用設備等は、消防の用に供する機械器具に係る検定制度等により性能の確保が図られているが、工事又は整備の段階において不備・欠陥があると、火災が発生した際に本来の機能を発揮することができなくなる。このような事態を防止するため、一定の消防用設備等の工事又は整備は、消防設備士に限って行うことができることとされている。

また、消防用設備等は、いかなるときでも機能を発揮できるように日常の維持管理が十分になされることが必要であることから、定期的な点検の実施と

*15 重大違反対象物：屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならない建物で、これらの消防用設備等のいずれかが設置されていないもの又は本来の機能が損なわれている状態にあるもの

点検結果の報告が義務付けられている。維持管理の前提となる点検には、消防用設備等についての知識や技術が必要であることから、一定の防火対象物の関係者は、消防用設備等の点検を消防設備士又は消防設備点検資格者（消防庁長官の登録を受けた法人が実施する一定の講習の課程を修了し、消防設備点検資格者免状の交付を受けた者）に行わせなければならないこととされている。

消防設備士及び消防設備点検資格者には、消防用設備等に関する新しい知識や技能の習得のため、免状取得後の一定期間ごとに再講習を受けることを義務付けている。また、これらの者が消防法令に違反した場合においては、免状の返納命令等を実施している。

令和6年3月31日現在、消防設備士の数は延べ134万8,089人（資料1-1-67）、消防設備点検資格者の数は特種（特殊消防用設備等）800人、第1種（機械系統）17万3,100人、第2種（電気系統）16万2,690人となっている。

（4） 防災規制

ア 防災物品の使用状況

高層建築物や地下街のような構造上、形態上特に防火に留意する必要がある防火対象物や、劇場、旅館、病院等の不特定多数の人や要配慮者が利用する防火対象物（以下、本節において「防災防火対象物」という。）においては、着火物となりやすい各種の物品に燃えにくいものを使用することで、出火を防止すると同時に火災初期における延焼拡大を抑制することが火災予防上非常に有効である。このことから、防災防火対象物においてはカーテン、どん帳、展示用合板、じゅうたん等の物品（以下、本節において「防災対象物品」という。）には、消防法により、所定の防災性能を有するもの（以下、本節において「防災物品」という。）を使用することを義務付けている。

令和6年3月31日現在、全国の防災防火対象物数は、100万2,147件であり、適合率（防災防火対象物において使用される防災対象物品が全て防災物品である防災防火対象物の割合）は、カーテン・どん帳等を使用する防災防火対象物で88.2%、じゅうたんを使用する防災防火対象物で88.7%、展示用合板を使用する防災防火対象物で84.7%となっている（資料1-1-68）。

イ 寝具類等の防災品の普及啓発

防災対象物品以外の布団やパジャマ、自動車やオートバイのボディカバー等についても、防災品を使用することは火災予防上非常に有効であることから、消防庁ではホームページ（参照URL：https://www.fdma.go.jp/relocation/html/life/yobou_contents/fire_retardant/）において、これらの防災品の効果に係る動画を掲載するなど、その普及啓発を行っている。

（5） 火を使用する設備・器具等に関する規制

火災予防の観点から、こんろ、ストーブ、給湯器、炉、厨房設備、サウナ設備などの火を使用する設備・器具等の位置、構造、管理及び取扱いについては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令に基づき、各市町村が定める火災予防条例によって規制されている。

7 消防用機械器具等の検定等

（1） 検定

消防法では、検定の対象となる消防用機械器具等（以下、本節において「検定対象機械器具等」という。）は、検定に合格し、その旨の表示が付されているものでなければ、販売し又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならないこととされている。

検定対象機械器具等は、消火器、閉鎖型スプリンクラーヘッド等、消防法施行令に定める12品目である。

この検定は、「型式承認」（型式に係る形状等が総務省令で定める技術上の規格に適合している旨について総務大臣が行う承認）と「型式適合検定」（検定対象機械器具等の形状等が、型式承認を受けた検定対象機械器具等の型式に係る形状等と同一であるかどうかについて日本消防検定協会又は登録検定機関が行う検定）からなっている。

また、新たな技術開発等に係る検定対象機械器具等について、その形状等が総務省令で定める技術上の規格に適合するものと同様以上の性能があると認められるものについては、総務大臣が定める技術上の規格によることができることとされている。

検定制度では、過去の不正事案等を踏まえて、規格不適合品や規格適合表示のない検定対象機械器具等を市場に流通させた場合の総務大臣による回収命

令や罰則等を消防法で規定している。

令和5年度中の型式承認は、消火器12件、消火器用消火薬剤1件、泡消火薬剤3件、火災報知設備の感知器又は発信機47件、中継器6件、受信機22件、住宅用防災警報器8件、閉鎖型スプリンクラーヘッド2件、流水検知装置1件、一斉開放弁0件、金属製避難はしご1件及び緩降機0件となっている。また、型式適合検定の合格数は、2,486万2,898個となっている（資料1-1-69）。

（2） 自主表示

消防法では、自主表示の対象となる機械器具等（以下、本節において「自主表示対象機械器具等」という。）は、製造事業者等の責任において、自ら規格適合性を確認し、あらかじめ総務大臣に届出を行った型式について表示を付すことができるとされており、また、表示が付されているものでなければ、販売し又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならないこととされている。

また、検定対象機械器具等と同様に、規格不適合品や規格適合表示のない自主表示対象機械器具等に係る総務大臣による回収命令や罰則等を消防法で規定している。

自主表示対象機械器具等は、動力消防ポンプ、消防用ホース等、消防法施行令に定める6品目である。令和5年度中の製造事業者からの届出は、動力消防ポンプ15件、消防用ホース20件、消防用吸管0件、消防用結合金具10件、エアゾール式簡易消火具0件及び漏電火災警報器0件となっている。

8 消防用設備等に係る技術基準の性能規定

消防用設備等に係る技術上の基準は、消防防災分野における技術開発を促進するとともに、一層の効果的な防火安全対策を構築できるよう性能規定が導入されている。

その基本的な考え方は、従来の技術基準に基づき設置されている消防用設備等と同等以上の性能を有するかどうかについて判断し、同等以上の性能を有

していると確認できた設備については、従来の技術基準に基づき設置されている消防用設備等に代えて、その設置を認めるというものである。

消防用設備等に求められる性能は、火災の拡大を初期に抑制する性能である「初期拡大抑制性能」、火災時に安全に避難することを支援する性能である「避難安全支援性能」、消防隊による活動を支援する性能である「消防活動支援性能」に分けられる。これらについて、一定の知見が得られているものについては、客観的検証法（新たな技術開発や技術的工夫について客観的かつ公正に検証する方法）等により、同等性の評価が行われる。

一方、既定の客観的検証法のみでは同等性の評価ができない設備等（特殊消防用設備等）を対象として、総務大臣による認定制度が設けられている。これは、一般的な審査基準が確立されていない「特殊消防用設備等」について、防火対象物ごとに申請し、性能評価機関（日本消防検定協会又は登録検定機関）の評価結果に基づき総務大臣が審査を行い、必要な性能を有すると認められたものを設置できることとするものである。令和6年3月31日現在、特殊消防用設備等としてこれまで78件が認定を受けている（資料1-1-70）。

9 消防庁長官による火災原因調査

火災の原因究明は全国の消防機関の役割であるが、それを補完することは国の責務であり、消防機関から要請があった場合及び消防庁長官が特に必要があると認めた場合は、消防庁長官による火災原因調査を行うことができることとされている。

本制度による火災原因調査は、火災種別に応じて消防庁の職員により編成される調査チームが、消防機関と連携して実施するものであり、調査から得られた知見は必要に応じ、火災予防上の施策に反映されている。過去5年間の消防庁長官による火災原因調査の結果を踏まえた火災予防上の措置の概要は、**第1-1-2表**のとおりである。

第1-1-2表 過去5年間の消防庁長官による火災原因調査の結果を踏まえた火災予防上の措置の概要

No.	出火日	場所	用途等	火災予防上の措置の概要
1	令和2年7月5日	静岡県榛原郡吉田町	工場 (死傷者9人)	全国の消防機関に対し、安全管理体制の再点検及び安全管理マニュアルの再徹底を図るよう技術的助言を行った。
2	令和3年12月17日	大阪府大阪市	複合用途ビル (死傷者28人)	直通階段が一つの建築物向けの避難行動に関するガイドラインを策定した。また、直通階段が一つの防火対象物を火災予防上の対応の必要性が高い防火対象物に位置づけ、立入検査標準マニュアル及び違反処理標準マニュアルを改正した。
3	令和4年2月11日	新潟県村上市	工場 (死傷者7人)	火気設備の安全管理の徹底等について、防火・防災管理に関する講習のガイドラインを改正した。また、違反是正の徹底等について、より一層の推進を図るため、立入検査標準マニュアル及び違反処理標準マニュアルを改正した。
4	令和6年1月1日	石川県輪島市	市街地 (焼損棟数約240棟 焼失面積約49,000㎡)	地震火災による被害の防止や軽減を図るため、感震ブレーカーの普及について防災基本計画に盛り込むとともに、地震火災対策の推進について通知した。

10 製品火災対策の推進

近年、火災の出火原因が極めて多様化する中、電気用品、燃焼機器、自動車など、国民の日常生活において身近な製品からも火災が発生しており、消費者の安心・安全の確保が強く求められていることから、消防庁では電気用品、燃焼機器、自動車等の不具合により発生した火災（以下「製品火災」という。）について対策の取組を強化している。

これらの火災について、消防庁では、各消防機関から火災情報を網羅的に収集する体制を確立し、発火源となった製品の種類ごとに火災件数を集計し、消費者の安心・安全の確保のための注意喚起等を迅速かつ効率的に行っている。

令和5年中に発生した電気用品、燃焼機器、自動車等の火災について集計したところ、全体では1,175件、うち「製品の不具合により発生したと判

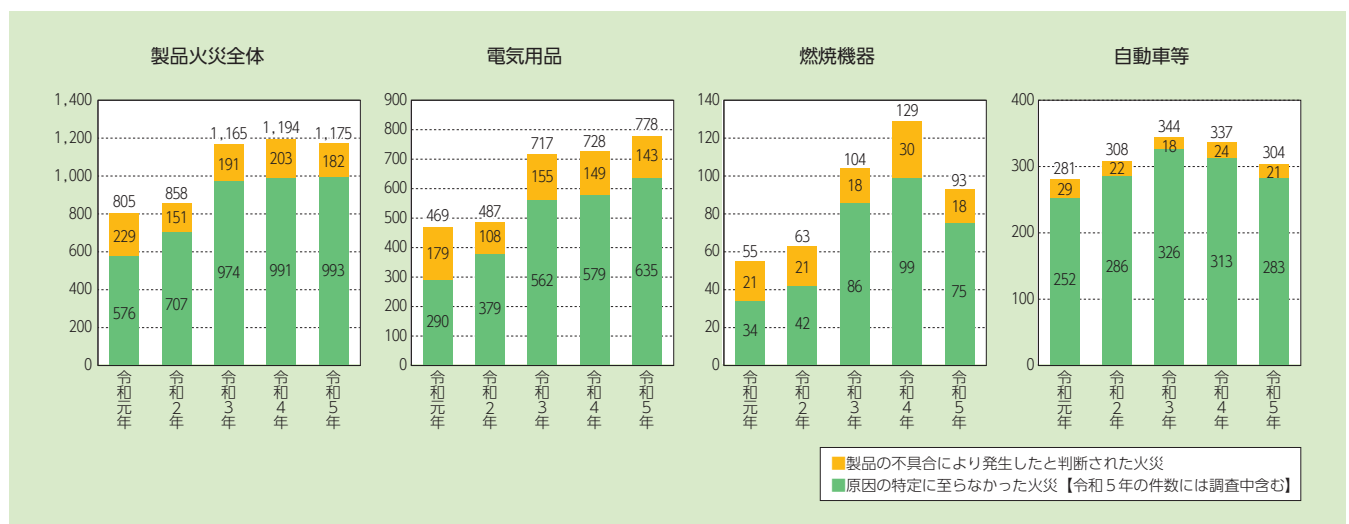
断された火災」が182件、「製品の不具合が直接的な要因となって発生したか否か特定に至らなかった火災（調査中の火災を含む。）」が993件であった（第1-1-19図）。

この調査結果については、全国の消防機関に周知するとともに、収集した火災情報を消費者庁、経済産業省、国土交通省、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）と共有し、連携して製品火災対策を推進することとしている。

また、全国の消防機関が行う火災原因調査に対し、消防研究センターにおける専門的な知見や資機材による鑑識等の技術的支援を行うなど、消防機関の調査技術の向上を図り、火災原因調査・原因究明体制の充実に努めている。さらに、製品火災に係る積極的な情報収集や、関係機関との連携強化を図ることにより、消費者の安心・安全を確保し、製品に起因する火災事故の防止を促進することとしている。

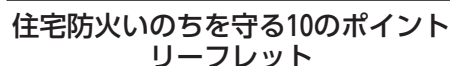
第1-1-19図 最近5年間の製品火災及び原因の特定に至らなかった火災の調査結果の推移

令和6年5月31日現在



（備考） 詳細については、消防庁ホームページ参照（URL： <https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/cause/34530.html>）

また、近年の大規模地震においては、電気に起因する火災が多く発生しており、地震時の電気火災リスクを低減するため、感震ブレーカー等の普及を積極的に推進していく（感震ブレーカーの普及推進についてはトピックス3を参照）。



点検報告率向上のための取組を進めて、点検報告制度の適正な運用の推進を図っていく必要があることから、消防庁では令和3年3月から無料でダウンロードできる「消防用設備等点検アプリ」を公開し、延べ面積1,000㎡未満の小規模な宿泊施設、共同住宅、飲食店等の関係者が、自ら消防用設備等（消火器、非常警報器具、誘導標識、特定小規模施設用自動火災報知設備）の点検及び報告書を作成す

ることを支援している。



消防設備等点検アプリ

(本アプリは、イラストや写真を用いた案内により点検することができ、その結果を出力する機能を有している。)

4 二酸化炭素消火設備に係る事故の再発防止策

令和2年12月から令和3年4月にかけて、駐車場において二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備（以下、本節において「二酸化炭素消火設備」という。）に係る死亡事故が相次いで発生したことを受け、二酸化炭素消火設備には、既存設備も含め、閉止弁を設置することとするなどの再発防止策に係る政省令の改正等を令和4年9月に行った。

消防機関や関係団体等を通じ、建物関係者等への再発防止策の周知・指導を引き続き徹底していく。



閉止弁の例

5 直通階段が一つの防火対象物における防火対策の推進

令和3年12月に大阪市北区で発生したビル火災を受け、消防庁で開催した検討会において、直通階段が一つの建築物は、構造上、リスクを常に抱えており、そのリスクを平時から下げる対策を講じるべきと提言された。

これを踏まえ、令和4年12月、「直通階段が一つの建築物向けの避難行動に関するガイドライン」をとりまとめたところであり、消防機関を通じて建物

関係者に対し、訓練の実施や施設・設備の適切な維持管理を徹底していく。

6 消防法令違反の是正の徹底等

消防法令違反の是正に関する措置命令を行ったにも関わらず、当該違反が是正されない場合には、建物の使用禁止等の命令や捜査機関への告発により速やかに是正を図ることが重要となる。

このことから、令和6年3月、違反処理標準マニュアルの改正を行い、消防機関が建物の使用禁止等の命令や捜査機関への告発を円滑に実施できるよう、これらに関する内容の充実を図った。当該マニュアルを通して、消防機関における消防法令違反の是正について、一層推進を図るよう徹底していく。

7 木材利用の推進に係る建築基準法令改正を踏まえた消防法令における対応

建築物への木材利用を推進するため、令和4年6月に建築基準法が改正され、防火規制に係る別棟みなし規定の創設及び耐火建築物の主要構造部に係る防火規制の合理化が行われた（施行は令和6年4月1日）。

これを踏まえ、消防庁では、令和6年1月に消防法施行令を、令和6年3月に消防法施行規則等を改正し、消防用設備等の技術基準に係る別棟みなし規定の拡充及び建築基準法における耐火建築物の主要構造部に係る防火規制の合理化に伴う規定の整備を行った（改正政令等の施行は令和6年4月1日）。